

平成28年度 事業計画書

障害児入所施設 和光学園

1. 基本理念

ノーマライゼーション及びリハビリテーションの理念に基づき「完全参加と平等」の目標に向けて利用者の基本的人権を最大限尊重し、利用者の意向を踏まえて、多様なニーズに適切に対応する福祉サービスを提供することを旨とし、本園の基本理念を以下の通り定める。

(1) 自立支援

利用者が、ライフステージのあらゆる段階において、障害の程度にかかわらず、自立した生活をめざし、社会(経済)活動へ積極的に参画できるように支援する。

(2) 主体性の尊重

利用者が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築けるよう、可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定ができるように支援する。

(3) 生活の質(Q. O. L)の向上

物質的に豊かな生活をめざすだけでなく、利用者の人格と個性を尊重し、人間らしく生きてゆく内面的充実感を豊かにすることを含めて、利用者のより良い生活を重要視した施設作りを行います。

2. 基本方針

利用者一人一人が心豊かで快適な生活が出来るように、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の課題と意向を把握し、保健、栄養、趣味、作業、余暇活動等を盛り込んだ利用者一人一人の個別支援計画を作成し、それについて利用者保護者の同意を得てサービスを提供する。また、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村や保健・医療機関・その他の関係諸機関との密接な連携を図る。さらに、利用者及びその家族等からの福祉サービスや人権に関すること等、いかなる相談・苦情についても、誠意を持って対応し、本法人の「人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規定」に基づき、中立・公正で一定のルールに沿って、人権擁護・相談・苦情等の解決を図る。

- (1) 当事業所において提供する施設サービスは、児童福祉法及び障害者自立支援法並びに関係する厚生労働省令、告示等の趣旨及び内容に沿って行ないます。
- (2) 生活自立支援のため、適切な福祉サービスを提供し、利用者の生きがい等を追求する。
- (3) 利用者自身が日常生活の中で身体的、精神的、社会的及び文化的に満足できる豊かな生活が送れるように支援を行う。
- (4) 障害の重い利用者の方及び精神障害をお持ちの方等については、身体的及び精神的な特殊性を考慮し、医療的なサービスに留意し、援助体制の充実・強化を図る。また、生きがいや幸福感等に配慮した支援に努める。
- (5) 学齢期の利用者の方には、学校、行政機関等の連携に努め自立した生活ができるように支援を行う。
- (6) 「障害児支援の見直しに関する検討会」の報告書等をはじめとする障害児支援施策の動向に注視すると共に児童福祉法等の改正等についても研修を深める。

3. 支援計画

(1) 施設支援サービス（障害児入所支援）定員20名

当事業所を利用される利用者の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、福祉サービスの目標等利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、利用者が住まいの場として健康で快適な生活を維持し、充実した生活が送れるように利用者の障害の程度や特性に配慮のうえ、日常生活全般における良い習慣を確立するとともに地域社会への適応性や社会生活能力を高めることを目標として、あらゆる機会を通じての生活支援を行う。また、スポーツやレクリエーション及び文化活動等の余暇活動を楽しみ、自分らしい生活が送れるように支援する。

(2) 学校教育

学齢期の利用者の方は、鹿屋養護学校等小学部・中学部・高等部に通学。学習面についても支援を行う。

(3) 短期入所サービス（短期入所）（定員2＋空床）

居宅において、利用者の介護を行う家族の方の冠婚葬祭や疾病その他の理由により、短期間の利用を必要とする障害者等につき、短期間入所して頂き、個室にてプライバシーを尊重し、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を提供する。

4. 権利擁護の推進及び個人情報の適正な取り扱い

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を自己の職業倫理の原点として認識し、倫理綱領及び職員基本行動基準並びに個人情報保護規程の遵守はもとより、障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律に沿い、施設内虐待の未然防止をめざして設けた、「利用者の人権擁護推進マニュアルー虐待の防止と虐待発生時の対応ー」を適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い署名し、人権侵害ゼロの実現を目指し、支援を展開する。

また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図るため必要な事項を定めた、「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規定」により円滑な解決を図る。この規定の中に、法人と立場を異にし法人から独立した外部有識者5名で構成する第三者委員会を設ける。

利用者の個人情報保護については、別途整備された「個人情報の取り扱いに関する規則」により、個人情報に係る安全管理措置の概要、職員教育計画、利用者本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定められておりこれを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

5. 行事予定

(1) 年間行事

月	行 事 内 容
4 月	学校入学式・家族会総会・学校家庭訪問・新入所児健康診断 県福祉協会定例総会・施設親善球技大会・花見外出
5 月	子供の日・県障害者スポーツ大会・家族会奉仕作業・母の日の行事 各関係機関との交流会・わくわく大会・職場健康診断 休日外出・フットサル大会
6 月	父の日の行事・大隅地区保健体育研修会・全国施設長会 休日外出・新任職員研修会
7 月	七夕行事・町内子供育成会六月灯・あすなる会夏祭り 九州地区知的障害関係施設長研究大会・休日外出
8 月	水質検査・利用者夏期一時帰省・お盆・休日外出・キャンプ 特別養護老人ホーム花岡の里との交流
9 月	十五夜行事・海道町運動会・総合防災訓練・レジオネラ菌定期検査 全国職員研究大会・休日外出・第三者委員による立ち入り実態調査
10月	開園49周年記念日・鹿屋養護学校運動会・肝属地区なかよしスポーツ大会 休日外出・九州地区知的障害関係施設職員研修会
11月	定期健康診断・秋の親子一日遠足・インフルエンザ予防接種 休日外出・施設職員研修会
12月	クリスマス行事・利用者冬期一時帰省・大掃除・休日外出 法人保護者・職員研修大会
1 月	元日・初詣・七草・鏡開き・成人を祝う会・成人の日・検便・休日外出 家族並びに施設職員研修会
2 月	節分行事・水質検査・定期健康診断・ふるさと祭り・休日外出
3 月	ひな祭り行事・春の親子一日遠足・学校卒業式・（養）入試・休日外出

(2) 月間行事

- ◇職員会議 ◇生活支援員会 ◇給食委員会 ◇誕生会 ◇避難訓練
- ◇体位測定 ◇あすなる会（利用者の会） ◇調理担当職員検便
- ◇歯科検診 ◇近辺道路空き缶拾い ◇衛生検査 ◇お茶作法
- ◇絵手紙教室

6. 施設運営管理

施設運営管理を万全に遂行するため、下記の諸点に留意し円滑な施設運営を図る。

(1) 会計事務処理

会計事務に当たっては、社会福祉法人新会計基準に則り処理する。経理、予算、出納財務、資産及び負債管理、決算手続等については、経理規程等に則り、正規の簿記の原則に従い、3つの要件①網羅性（取引が漏れなく記録されること）、②立証性（取引を立証する証拠資料に基づいて記録されること）、③秩序性（会計記録が継続的・組織的に行われること）を守り適正な会計経理事務を行い、支払資金の収支状況、財政状態及び経営成績を適正に把握できるよう正確な経理処理を行う。また全ての収入及び支出については、事業計画書に基づき予算を勘定科目毎に編成し、予算に基づき事業活動を行い、年度途中で予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算書を作成して理事会の承認を得た後実施する。収入の主たる財源としては、障害福祉サービス等事業収入であるが、施設整備等により長期の資金を借り入れる場合には、その理由及び返済計画に関する文章を作成し、理事会の承認を得てから適切に実施する。なお経営状態の透明性を図るためホームページ等で最新の経営状態を公開し、開かれた施設運営に努める。

障害総合支援法の障害福祉サービスにかかる自立支援給付費等については、全国共通の支払いシステムによるインタフェース仕様書に規定する事項に従って、請求に係る情報を作成し、鹿児島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットを經由して請求する。

(2) 情報公開

社会福祉法第44条の情報公開については、毎会計年度終了後2ヶ月以内に事業報告書、財産目録、借用対照表、資金収支計算書、事業活動計算書などを作成し、監事の意見を記載した書面を事務所に備えておき、当法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを閲覧する。また、愛光会便り及びホームページ等でも公開する。また、当事業所が保有する個人情報の取り扱いについては、当法人個人情報保護規程及び個人情報保護に関する法令等を遵守し適切に取り扱う。

(3) 防災対策等

事故や災害等に対する利用者及び職員の認識を深めるために救急救命講習や毎月ごとの避難訓練を計画的に実施し、事故等の未然防止に努めると共に、施設設備の保全に万全を期す。また、夜間等における火災発生の未然防止対策、利用者・職員の防災教育及び火災発生時の安全かつ敏速な避難誘導體制を確立する。併せて消防機関等との連携協力体制の確保を図る。

(4) 保健衛生

朝夕の検温、血圧測定等による健康チェック、年二回以上の定期健康診断を実施し、疾病の早期発見と治療に努めると共に、嘱託医師及び医療機関等と連携し、利用者の健康管理と保健指導の充実を図る。疾病を持った利用者に対しては医療機関を受診し各種検査を定期的に行なうほか、服薬を確認し、疾病の安定回復に努める。

また、日頃からの運動を通して基礎体力作りを行なう他、うがい、手洗い、歯磨きの励行、衣服の調節等の意識付けを行ない規則正しい生活習慣の確立を図るとともに、衛生指導を定期的に行い健康に対する関心を高める。

◇ 目標

- ① 利用者を疾病、傷病から守り利用者の成長発達を促進する。

- ② 健康な生活を営むのに必要なことを体得させ健康を保持増進できる態度や習慣を養う。
- ③ 健康観察の徹底をはかり疾病の早期発見と早期治療に努める。
- ④ 嘱託医と連絡を密にして健康管理と保健指導の充実を図る。
- ⑤ インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症の予防に努める。

(5) 給食

栄養のバランスや適切な摂取カロリー等、利用者に合った食事の配慮を行うことにより食の面から、利用者の健康管理を行う。

また利用者に喜ばれる食事の提供を行う目的から、給食委員会・市場調査・嗜好調査・残食調査等の実施により、食材から調理法に至まで嗜好の傾向を調査すると共に、家庭的な雰囲気ですぐに食事が摂れるように配慮する。衛生管理には十分配慮し食中毒等の予防に努める。

(6) 学校との連携

学校職員との連携を密にとり日々の連絡・情報を交換し、各利用者のよりよい支援目標に各担当者との意志疎通を図る。学校行事には、積極的に参加し必要に応じて協力する。また、年1回の交流会・家庭訪問・毎月の授業参観を利用し日頃の指導の悩み・問題点をお互いに出し合い交流を深める。高等部教育では社会自立に向けての活動に積極的に参加できるように協力する。

(7) 職員健康管理

職員は毎年一回定期的に健康診断を実施する。

(8) 職員研修

職員の援助技術の高揚、充実をはかるため職員会議、支援スタッフ会、ケース会議等の施設内研修の場において、支援計画や実践報告、評価等の話し合いを行なう。また各種研修会に積極的に参加し、職員研修の機会を多く持ち、援助技術の高揚、専門技術の習得に努め資質の向上をはかる。特に利用者の人権を守るために、職員の人権意識を高め人権尊重のための研修の充実を図る。

(9) 地域貢献（公益的活動）

地元町内会等との連携に努め、自ら持つ人材や施設、設備などの資源を活用し地域の生活支援の拠点の1つとなり、災害等の緊急時においても地域の拠点となるよう、開かれた施設を目指して地域貢献の拡充に積極的に取り組む。

(10) 地域社会との交流

地域で開催される諸行事や学園主催の行事への相互交流を通して、地域住民と利用者とのふれあいを深め、障害福祉に対する理解と関心を高めると共に、永年培ってきた障害児入所施設について、人的物的な専門性や設備を地域に開放し、地域福祉の充実の一助となるよう他の機関との連携を進める。

(11) 家庭との関わり

施設内外の行事や面会日への保護者の参加を積極的に働きかけ、一時帰省、電話等を利用して、ふれあいの機会を増し家庭を離れて生活している利用者の情緒の安定を図ると共に家庭との絆を深める。また、家族会総会、親子1日遠足、学園運動会等を実施し利用者個々の生活、支援状況、施設に対する要望等意見交換を行ない保護者との連携を深める。

併せて個別支援計画等に関する意見交換等を行なう。

(12) 余暇活動

施設での生活を楽しく潤いのあるものにするため、クラブ活動やレクレーション等を実施し、スポーツや文化を楽しむ機会を数多く設け生きがい作りを支援する。

また、余暇活動を通じて地域住民との交流、ふれあいを深める。

(13) 地域移行支援

地域生活「社会自立」を念頭において、利用者が生まれ育った地域等で、安心して心豊かな生活が送れるよう支援する。

(14) 家族会会員の研修

障害のある子供を持つ両親やその家族が、お互いの親睦を深めその健全な育成と福祉の向上を図り、社会福祉への深い理解と協力を涵養するため、親の会を作り県知的障害者福祉協会、県手をつなぐ育成会、県家族会連合会等の研修会に積極的に参加し、利用者の幸せを増進し円満なる社会人を育成する。

(15) 利用者の会「あすなる会」の活性化

あすなる会は利用者が自らの生活を自らの意思で選択・決定し可能な限り本人の意思を尊重する立場で運営されている。利用者がお互いに協力して楽しい学園生活ができるように自主的活動を行なっているが一部、職員の支援を受けながらより豊かな生活環境と生活の質(Q・O・L)をめざし、園生活の向上をめざし利用者の声を積極的に生かした施設運営に努める。

(16) ボランティア活動の利用促進

社会的にボランティア活動が進む中で当事業所での受け入れ体制をしっかりと整備し、個人・企業の方々が気軽に自由にボランティアができる雰囲気を作る。

第一に「施設を知ってもらう」ことを目標に利用者にとっては日常生活の楽しい交流の場になるよう。ボランティアの人たちには、運営の大きな力となり自分の活動に生き甲斐・やりがいを持てるように「地域に開かれた施設」作りを行う。

入浴介助・洗濯補助・整容活動・清掃活動・行事参加・交流・調理補助・食事介助等

(17) 福祉教育の推進

学校教育から社会教育全般にわたり福祉教育を推進することが重要である。児童施設障害者施設は障害の専門療育施設としてボランティア、資格実習、実習生等を地域の関係団体と協調しながら、その役割を積極的に推進する。

(18) ホームページの開設

H P <http://www3.ocn.ne.jp/~wakou1/>

情報公開を目的としホームページを開設、施設の紹介・生活状況・施設の行事・学園便り年度毎の収支決算報告書等をネット上に公開することにより施設の認知度を高め、施設の透明性を確保する。

また定期的に更新して新しい情報を提供する様に努める。

(19) 入所児童及び職員等に係るマイナンバー（個人番号）の取り扱い

平成25年のマイナンバー法の成立を受け、平成27年10月から日本国内に住民票があるすべての人に対してマイナンバーの通知が行われ、平成28年1月1日から社会保障や税金の申請や手続き・管理、災害対策の行政手続き等にマイナンバーが用いられることとなった。当事業所を利用される利用者様のマイナンバーの管理については、社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取り扱い事務規程に基づき、適正に管理する。